

○石垣市花いっぱい事業補助金交付要綱

令和5年6月19日

告示第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び観光客が利用する道路、公園その他の公共施設等を草花で飾ることで、観光都市である本市にふさわしい景観の創出及び市民の美化意識の向上並びにボランティア精神の高揚と市民協働のまちづくりを推進するため、草花の植栽及び維持管理活動が無償で行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 現に公共施設等において無償で草花の植栽及び維持管理を継続的に行っている婦人会等の団体、保育・教育施設の管理者等をいう。
- (2) 公共施設等 道路、公園等の公共施設又はそれに準じる施設及びその周辺であって、多くの市民又は観光客が利用する施設等をいう。
- (3) 植栽 観賞用の草花を植えることをいう。
- (4) 維持管理 植栽された草花への水遣り、除草、害虫駆除、追肥、植え替え等の維持管理をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、団体が公共施設等で行う植栽及び維持管理に要する費用とする。

2 補助金の額は、植栽の箇所数や期間等を考慮するものとし、原則として1箇所につき5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請は、規則に基づき、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 植栽予定箇所一覧表(様式第1号)
- (2) 植栽予定箇所を示す地図
- (3) 収支予算書(様式第2号)

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金等交付申請書を受理したときは、速やかに事業の適否を判断し、補助

金の額の決定及び必要なときは条件を付した上で、規則に基づき、申請者(以下「補助事業者」という。)に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不適切と決定したときは、その旨を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則に基づき、補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 植栽箇所一覧表(様式第3号)
- (2) 植栽箇所を示す地図
- (3) 収支決算書(様式第4号)
- (4) 経費の裏付けとなる領収書などの証憑書類
- (5) 植栽の写真

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類を審査するものとし、その報告が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則に基づき、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、前条に規定する補助金の額の確定した後に行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的又は内容により特に必要があると認めるときは、補助事業の完了する前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の交付の決定の内容及び条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

(調査等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は市職員に關係書類その他の物件を調査させることができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が第9条第1項各号に該当する場合は、既に交付した補助金の全部

又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年度の予算から適用する。

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

植栽予定箇所一覧表

No.	施設等の名称	所在等	植栽予定期間	備考
1			年 月～ 年 月	
2			年 月～ 年 月	
3			年 月～ 年 月	
4			年 月～ 年 月	
5			年 月～ 年 月	
6			年 月～ 年 月	
7			年 月～ 年 月	
8			年 月～ 年 月	
9			年 月～ 年 月	
10			年 月～ 年 月	

様式第2号（第4条関係）

収支予算書

収入の部

項 目	金 額 (円)	備 考
石垣市補助金		
自己資金		
合 計		

支出の部

植栽予定箇所		経 費		備
No.	施設等の名称	費 目	金 額 (円)	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

様式第3号（第6条関係）

植栽箇所一覧表

No.	施設等の名称	所在等	植栽期間	備考
1			年 月～ 年 月	
2			年 月～ 年 月	
3			年 月～ 年 月	
4			年 月～ 年 月	
5			年 月～ 年 月	
6			年 月～ 年 月	
7			年 月～ 年 月	
8			年 月～ 年 月	
9			年 月～ 年 月	
10			年 月～ 年 月	

様式第4号（第6条関係）

収支決算書

収入の部

項 目	金 額 (円)	備 考
石垣市補助金		
自己資金		
合 計		

支出の部

植栽箇所		経 費		備
No.	施設等の名称	費 目	金 額 (円)	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)